

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年11月1日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	65-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111701/dokuji.html

執行機関名 高知県知事

ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	県が実施するひとり親家庭の親に対する高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に要する費用に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報利用及び提供に関する条例別表第一 第四の項 県が実施するひとり親家庭の親に対する高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に要する費用に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第一条	高知県高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費補助金交付要綱 第二条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第2条 県は、ひとり親家庭の親の学び直し及びひとり親家庭の児童の学びを支援し、もって当該親及び児童の適職での就業機会の拡大を図ることを目的として、本人又はその児童(本人が扶養している20歳未満の児童をいう。以下同じ。)が民間事業者などで実施する対策講座(通信講座を含む。)を受講して高等学校卒業程度認定試験(以下「高卒認定試験」という。)の合格を目指す場合に、次条に規定する補助対象者に該当するひとり親家庭の親に対して、受講費用の一部を予算の範囲内で補助する。
⑦独自利用事務の関連規範		高知県高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費補助金交付要綱 高知県高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要領